

第1 政党その他の政治団体等の役割

民主主義は、国民主権の原理の上に成り立つ。しかし、実際には国民各人が直接に国家意思の決定に参加するのではなく、議会政治の形で国政が行わるのである。この議会政治に必然的に現われてくるのが政党で、この政党を考えることなしには、現代の民主主義政治体制を理解することはできない。

ところで、代表制民主政治の下における政党の機能は、まず、世論を組織化して綱領政策を決定しその実現を図ることによって、国民の支持の獲得と党组织への加入を図り、政党を通じて政治社会の構成員たる自覚を高めることがある。すなわち、絶えず党の機関紙その他マスコミの利用によつてその主張の普及宣伝に努め、その活動状況を広く国民に報告するとともに、綱領政策を示してその浸透を図り、さまざまな意見、考え方からなる世論に秩序と統一をもたらし、これを国政に反映することである。重要な政治上の問題の生じた際には、これに対して国民が容易に意見を表明し、態度を決定することができるよう指導する役割を果さなければならない。

また、選挙に際しては、特に詳細にわたつて当面の政治、経済、社会その他諸般の問題についての党の立場を明らかにし、より多くの所属候補者の当選を可能にし、政権獲得への努力が払われるべきであろう。特に、候補者選定の問題は、単に政党のみならず、一般選挙人にとっても極めて重要な問題であつて、政党が有能な候補者を選定して国民の前に示さない限り、選挙人が有能な代表者を選出することは現実に不可能なのである。

第2 公職選挙法上の政治活動の意義

1 公職選挙法上の政党その他の政治活動を行う団体とは

(1) 政党その他の政治活動を行う団体とは、政治上の主義施策を掲げて政治活動を行い、公職の候補者の推薦支持等をする団体である。

公選法第一四章の三の規定は、選挙時において「政党その他の政治活動を行う団体」の政治活動を規制するとともに、その一方で一定の要件を充足する「政党その他の政治団体」が、一定の政治活動及び選挙運動を行うことを認めている。

まず、「政党その他の政治活動を行う団体」については、公選法上、その意義に関する明文の規定はないが、「政党」とは「政治活動を行う団体」の例示であつて、両者を区別せず、「政党その他の政治活動を行う団体」として包括的にとらえている。この「政党その他の政治活動を行う団体」とは、「政治活動」を行う団体をすべて含み、規正法第三条第一項に規定する政治団体のみならず、副次的に政治目的を有するような経済団体、労働団体、文化団体等をも含むものである。一方、公選法第一四章の三において選挙時に確認団体となつて一定の政治活動及び選挙運動を行うことが認められる「政党その他の政治団体」についてであるが、「政党」は前述のごとく「政治団体」の例示であり、「政党その他の政治団体」として包括的にとらえている。これは、政治活動を主たる活動として組織的、継続的に行う団体を指すものと考えてよく、この点について考えるにあたつては規正法の規定が参考となる。すなわち同法第三条第一項は政治団体について次のように規定している。

① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

② 特定の公職の候補者（公選法第八六条の規定により候補者として届出があつた者、同法第八六条の二若しくは同法第八六条の三の規定による届出により候補者となつた者又は同法第八六条の四の規定により候補者として届出があつた者をいい、当該候補者となろうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含む。以下同じ。）を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

③ ①又は②の団体のほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体

ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

公選法上の「政党その他の政治団体」とは、この規正法上の政治団体の概念があつてはまると考へてよい。なお、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することあるいは特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体であつてもこれを従たる活動として行う団体やこれらの活動を主たる活動として行つても、それが非組織的であつたり、一時的であつたりする団体は、「政治団体」には含まれないが、前述の「政治活動を行う団体」には含まれるものである。

(2) 政治資金規正法による届出の有無を問わないものである

規正法では、政党その他の政治団体が結成されたときは七日以内に都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出ることとされている。
規正法による届出をした政党その他の政治団体は、当然に公選法上、政治活動を行う団体として、選挙における政治活動について規制を受けることとなる。

また、規正法上の政治団体であつても形式的に届出をしていない団体や、副次的に政治目的を有するような経済団体、労働団体、文化団体等、規正法上の政治団体以外の政治活動を行う団体も、公選法上は、「政党その他の政治活動を行う団体」として選挙における政治活動について規制を受ける。

第4 公職の候補者等の政治活動

1 個人の政治活動はどのように規制されるか

政治活動は、公選法上選挙運動と理論的に区分されており、個人の選挙運動にわたらない純然たる政治活動は原則として自由であつて、選挙運動期間中特段の規制を受けない。ただし、金のかかる選挙を是正し、きれいな選挙の実現を図る見地から、政治活動用文書図画の掲示、年賀状等のあいさつ状及び有料のあいさつ広告には後述の規制が設けられている。

なお、政治活動として行われるものであつても、立候補者又はその予定者のものは選挙運動とまぎらわしい場合が多く、形態によつては事前運動その他の選挙運動編の規定に違反する場合があることに注意を要する。

2 公職の候補者等の政治活動用文書図画の掲示の制限 (公選法第一四三条第一六項・第一七項・第一八項・第一九項)

(1) 掲示を規制される文書図画は

掲示を規制されるのは、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(現に公職にある者を含む)。(以下「公職の候補者等」という。)の氏名又はこれらの者の氏名が類推されるような事項を表示する政治活動用文書図画で次の(2)に掲げるもの以外のものである。「氏名が類推されるような事項」というのは、例えば、甲野太郎とい

う候補者がいる場合に、甲野○○会社社長、甲野○○協会会長等と表示することである。

また、この規制は、選挙運動期間中であると否とを問わず、常に適用される。

(2) 規制の対象外となるものは

前記(1)に該当する政治活動用文書図画のうち次に掲げるものは掲示禁止の対象とはならない。ただし、それらのものは禁止の対象外というのにとどまり、積極的に使用を認められたものではないので、その内容及び掲示の具体的態様によっては選挙運動編の規制を受けることがある。

① 立札・看板の類は

ア 揭示が許されるものは

立札・看板の類のうち公職の候補者等の政治活動用事務所において通じて二枚以内掲示されるものは、イからエに述べるような制限の下に掲示することができる。

イ 枚数の制限は

一つの政治活動用事務所においては通じて一枚以内であるが、総数は公職の候補者等一人につき次の範囲内に限られる。

選挙の種類	
参議院（比例代表選出）議員	公職の候補者等一人が掲示できる立札・看板の類の数
$\frac{1}{2} \times \left(\frac{x-2}{n} \right)$	後援団体が掲示できる立札・看板の類の数（同一の公職の候補者等に係る後援団体が二以上あるときはそのすべてを通じて次の数以内）
$\frac{1}{2} \times \left(\frac{x-2}{n} \right)$	（ただし、一都道府県の区域においては次のn以内）

(注) 1 x とは、当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数をいう。

2 各計算式におけるかつこ内は小数点以下端数切捨て。

ウ 立札・看板の類の規格は

掲示することのできる立札・看板の類の規格は、縦一五〇センチメートル、横四〇センチメートル以内とされている。この規格には、字句の記載される部分のみではなく、その下に足がついている等の場合は、その足の部分等も含まれる。

エ 掲示のための手続きは

立札・看板の類を掲示するには、それぞれの選挙を管理する選挙管理委員会（比例代表選出議員の選挙について、中央選挙管理会）の定めるところの表示をしなければならない。表示の手続き、方法等は各選挙管理委員会の定めるところによるが、通常、証票の交付により行われるので、その交付を申請する必要がある。その申請の様式は、おむね次のとおりである。